

令和5年度 第1回 佐久市国民健康保険運営協議会
議事録

日 時 令和5年8月28日(月) 午後1時30分～午後2時30分
場 所 佐久市役所 8階大会議室
出席者 委員 16名(欠席者4名) 事務局 13名

1 開会(進行:事務局)

2 新任委員紹介(会議資料No.1)

3 会長の選出

(委員)

事務局案をご提案いただきたい。

(事務局)

会長に佐久市区長会選出の山浦委員にお願いしてはどうか。

【満場一致により承認】

4 会長あいさつ

山浦会長あいさつ

5 市長あいさつ

柳田市長あいさつ

6 諮問 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)

及び第4特定健康診査等実施計画について

柳田市長から山浦会長へ諮問が行われる。

7 事務局自己紹介(席次表)

口頭での自己紹介無し。席次表に代える。

8 議事録署名委員の指名（進行：会長）

9 会議事項

（1）令和4年度 国民健康保険特別会計の状況について（会議資料No.2、No.3-1～3-6） （事務局）

（1）の決算状況について説明する前に、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、佐久市国保運営協議会の任務ほかについて説明いたします。

資料No.2の佐久市国民健康保険協議会規則の第2条の規定をご覧ください。

国保運営協議会は、市長の諮問に応じて次の事項について審議答申するとされています。

（1）市長から協議会に諮問の事項、（2）必要と認める重要事項となっています。

任期についてはこの規則とは別に、国民健康保険法施行令により、委員の任期は3年と定められています。

資料No.3の1ページをご覧ください。国保財政の基本的な枠組みについて説明します。

平成30年度の国保運営の都道府県単位化により、国保財政の枠組みが変更になっています。左下の市町村と記載されている赤枠をご覧ください。

市町村の会計は、「一般会計」と「国保特別会計」に分かれており、市が保険者となる国民健康保険事業は、事業に係る歳入歳出を「一般会計」と区別し、独立性の原則に基づき、「国保特別会計」を設置し運営しています。

中央下段の紫色に被保険者とありますが、皆様から納めていただいた保険料、佐久市では国保税となりますが、この国保税と市町村の「一般会計」からの保険基盤安定繰入金等と併せて、黄色の枠の都道府県の「国保特別会計」へ納付金として納付する仕組みです。

なお、「一般会計」からの保険基盤安定繰入金は、国保税の算定にあたり、所得金額が一定以下の世帯について、均等割・平等割が2割5割7割と軽減されます。その軽減相当額を市町村の「一般会計」から繰り入れることにより、被保険者の国保税負担の緩和および国保の財政基盤の安定化を図るものです。

次に、表の中ほどの青色の枠になりますが、都道府県の「国保特別会計」から保険給付費等交付金（特別給付分）等がございますが、保険者努力支援相当分などが市町村に交付されます。この保険者努力支援分とは、特定健康診査の受診率や、国保税の収納率などの取組に対して交付されるものです。

医療費については被保険者が医療機関を受診し、自己負担分は2割から3割の金額をお支払いいただくとありますが、残りの7割から8割は保険者の支払いとなります。

右側の中段にあります点線で囲われている「支払の簡素化」とありますが、都道府県の「国保特別会計」から直接国保連合会へ支払われ、その後、各医療機関へ支払われるという流れになっています。以上が国保財政の枠組みの説明になります。

次に2ページ目の「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」をご覧ください。平成30年度の国保運営の都道府県単位化による長野県における国保運営の動きについて説明します。

長野県では、被保険者の負担の平準化を図るため、保険料統一に向けたロードマップを策定しています。表中央の令和3年から令和9年の改革案の下段にコンセプトがありますが、区分②に記載の通り、令和9年までは「目指す姿 1～3」のいずれにも行くことが出来る様にしています。

保険料につきましては、令和9年までに資産割廃止や均等割や平等割の統一などの方針が出ています。目指す姿については、表右側の「1. 完全統一」から「3. 標準保険料率の採用」となっています。

このロードマップにて、昨年度は運営協議会から答申をいただき、令和5年度より資産割を廃止としています。

今後佐久市においても、保険料の統一に向けた取組を進めてまいります。

以上が国保運営についての説明になります。

次に3ページ目の「令和4年度国民健康保険特別会計決算等の概要」について説明します。

「1 歳入歳出決算額の状況」の令和4年度決算欄をご覧ください。

歳入歳出の差引額は、1億2,316万3,000円、実質収支は1億1,379万6,000円の黒字、実質収支については7年連続のプラスです。

次に「2 歳入決算額の状況」をご覧ください。

歳入の令和4年度決算(B)と令和3年度決算(C)との比較、B-Cで増減額が大きい部分について、下段の歳入の概要により説明します。

(1)の国民健康保険税は、前年度比7,734万9000円の減少、率で3.9%の減少となりました。

減額の理由については、被保険者数が昨年度比で628人減少したことによるものと考えています。なお、税率については、令和4年度は令和3年度と同率です。

収納率については、全体で85.98%、前年より0.53ポイントの減少、現年分は94.91%で、前年より0.01ポイントの減少となりました。

課税状況については、現年度分の1人当たり調定額は前年比507円の減少、収入額は前年比485円の減少となりました。

調定額は減少しましたが、現年課税の収納率は昨年並みを維持することができました。

(4) 県支出金は9,020万円の増額、率で1.3%の増加となりました。

このうち普通交付金は、保険給付費の増加に伴い1億327万7,000円の増額となりました。

(9) その他の収入は、保険給付費精算による返還金です。令和4年2月診療分の療養給付費を概算払いしたことによる国保連合会からの精算に伴う返還金となります。

次に「3 歳出決算額の状況」の歳出の概要をご覧ください。

(2) 保険給付費は、前年比1億1,133万8,000円の増額、率で1.6%の増加となりました。

増加の要因としましては、コロナ禍による受診控えからの反動や1人当たり医療費単価の増加によるものと考えます。

(3) 国民健康保険事業納付金は、前年比5,452万4,000円の増額、率で2.4%の増加となりました。市町村別の納付金額は、県全体の納付金額の総額を各市町村の被保険者数、世帯数、所得額に応じて按分した額に、医療費水準を反映させて、納付金を県で算出しています。

(5) 基金積立金は、1億937万2,000円の増額、年度末残高は12億3,830万7,000円です。残高については、県内の19市中で上田市に次いで2番目、3位は長野市です。また、1人当たり基金保有残高は3位となります。

次に「4 令和5年度国保税率改定による減税額」をご覧ください。

令和5年度の国保税の賦課から資産割を廃止しましたが、右下の答申時の国保税の減額試算額は6,233万1,000円と試算しました。

令和5年度の7月の調定額は、前年比6,472万7,000円の減額、試算額との差は239万円となりました。また、令和6年度への繰越金については、948万円の差額となり見込通りとなりました。

次に4ページ目の「佐久市国民健康保険の状況」をご覧ください。

「1 被保険者数の推移」は年々減少傾向です。これは、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大によるものと考えています。団塊世代の移行は、令和7年度まで続くものと思われます。

また、社会保険の適用拡大は令和6年10月から従業員数50人越えの企業へ拡大となる予定です。

次に「2 医療費の推移」では、医療技術の進歩やコロナ禍における受診控えからの反動により伸びています。

次に「3 1人当たり医療費の推移」では、長野県平均を上回っており、外来の医療費が伸びています。国保中央会の発表では、全国の平均でも40万2,507円となり、初めて40万円を超えたというようなこともあります。

次に「4 一人当たり保険給付額の推移」では、70歳以上の保険給付額が令和3年度比で4万3,000円余の増加、前期高齢者は3万5,000円余の増加となっています。

次に5ページ目「5 国民健康保険税の推移」をご覧ください。

一人当たり調定額と国保税の現年の収納率は、決算の概要で説明させていただいた数値をグラフ化しています。

次に「6 納税額と保険給付額の比較」では、令和4年度は前年度比で納税額が867円の減少、保険給付額は1万6,891円の増加となっています。

令和4年度の納税額と給付額との差は25万6,000円余となっています。

なお、令和5年度は資産割を廃止していること、医療費が伸びていることなどから、納税額と保険給付費の差がさらに広がるものと考えています。

次に「7 佐久市国保事業費納付金の推移」では、令和4年度は前年度比で2.7%の増加となっています。

次の「8 国民健康保険事業基金の保有状況」は、説明済のため省略します。

次に6ページ目「9 特定健診受診率の推移」では、令和4年度速報値で44%となっており、確定値は10月頃になる予定です。

次に「10 ジェネリック医薬品の使用率推移」では、令和4年度は84.9%となっており、国の目標数値の80%を超えています。なお、国の数値は、22年9月時点で79%となっています。

(1)の説明については以上です。

(会長)

(1)の国保財政の状況について事務局の説明をいただきましたが、委員さんの質疑についてお伺いしたいと思います。ご質問等のある方は、お願いします。

(委員)

5ページの「7 佐久市国保事業費納付金の推移」ですが、「佐久市納付金の推移」と「一人当たり納付金の推移」を見たところ、令和元年から令和2年にかけて大幅に減少しています。その後、特に「一人当たり納付金の推移」が令和5年に大幅に増加しています。令和元年に比べると700円程低いですが、上がった要因は何でしょうか。物価高等も影響があるのでしょうか。

(事務局)

国保の制度改革は平成30年度から始まり、平成30年から令和元年は、納付金算定においてはっきりと先を見通すことができない中で、県が算定した納付金は少し大きめの数字であったため、数字が伸びているような状況です。

令和2年度から3年度、4年度と徐々に増加している点については、納付金の算定に当たり、被保険者数が減少の見込みであるという点、佐久市においては全国平均よりも医療費水準は低いが、医療費について年々上がっており、医療費の推移も納付金に反映されることで段々伸びてきているという状況です。

(会長)

国保特別会計の状況について報告申し上げましたが、他に特にご質問がないようですので次に進みます。続きまして、次第の(2)諮問の内容についてです。第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、事務局の方から説明をお願いします。

(2) 諮問の内容について（会議資料No.4）

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）

及び第4期特定健康診査等実施計画について

(事務局)

資料No.4の、1ページをご覧ください。

はじめに、この第3期データヘルス計画の策定については、都道府県レベルでデータヘルス計画を標準化していくことが求められています。このことから長野県において、保険者が健康課題を把握するために必要な情報および計画の達成状況を評価するための共通指標を設定しています。これにより、共通指標による経年モニタリングや他の保険者との比較や客観的な状況の把握が可能となります。

共通指標としては、特定健康診査実施率や特定保健指導実施率、特定健康保健指導対象者の減少など5項目があります。

また、必要な情報として、人口や平均寿命、健康寿命など17項目となっています。

骨子案については、別冊の冊子の通りとなっていますが、説明については、A3の資料4の1ページで説明させていただきます。

データヘルス計画の目的ですが、「健やかで心豊かに暮らせるまち佐久」を目標としています。

次に現状と健康課題については、レセプトおよび特定健診データなどの分析により、5つ記載してあります。

生活習慣病罹患患者の増加をはじめ、生活習慣病の重症化リスクの高まり、個別疾病の増加などです。

これらの課題に対し、目標を立てて取組を行っていきます。

例えば、生活習慣病に対しては、メタボリックシンドロームの予防、生活習慣病の重症化予防としては保健指導を行うなど、個別疾病の予防ではがん検診の受診率向上などを目標として掲げています。

また、その目標の達成のための保健事業については現在検討中ですが、この5つの健康課題を受け、今後新しく取入れを検討していることについて3点ほどあります。

1点目については、女性の社会進出や社会情勢の変化に対応した保健事業です。

女性特有の健康課題対策として、ヘルスリテラシーの向上などです。このヘルスリテラシーとは、健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用するという意味です。

女性については、子育て期間や仕事をしている期間、出産、高齢期フレイルとそれぞれの年代に応じたサポート、また、正しい情報を知り、活用することが必要と考えています。

2点目としては、歯科疾患対策やメンタルヘルス対策などを考えています。

3点目としては、ジェネリック医薬品の更なる活用として、重複多剤対策やセルフメディケーション、これは自分の健康状態を自分で判断し、軽度な不調は自分で手当をするということになります。こういったことを促進していきたいと考えています。

次に一番下の表になりますが、「計画の推進」に当たっては、佐久医師会など三師会を始め、関係機関と連携し事業を行っていきます。

また、この計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間で、令和8年度には中間評価を行う予定です。

資料4の2ページの「今後のスケジュール」をご覧ください。

9月に骨子案のパブリックコメントを実施しまして、10月に素案を作成します。11月に委員の皆様へ書面にて照会をさせていただく予定です。

また、その意見を反映させて、素案のパブリックコメントを実施する予定です。

1月には答申の予定で進めたいと考えています。

次に、骨子案の冊子について説明させていただきます。

1ページから3ページについては、計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどです。

4ページからの第2章の取り巻く状況では、人口や平均寿命、健康寿命、死因の状況などを記載しています。

9ページからの第3章振り返りとして、第2期計画の評価を記載しています。

12ページには、保健事業の事業概要を記載しています。

14ページからの第4章、医療・健康情報の分析では疾患別医療費の推移や生活習慣病医療費の状況などを記載しています。

少し飛びまして、27ページからの第5章、健康課題と目標の設定については、先ほど触れさせていただいた5つを記載しています。

また、30ページからの第6章、実施する保健事業、こちらも今後記載をしていく予定です。

32ページからは第7章、特定健康診査・特定保健指導の実施計画を記載しています。この実施計画は、データヘルス計画の一部として位置づけており一体的に施策を実施していきます。

35ページの第8章は計画の見直しについて、36ページの第9章はその他として、計画の公表、周知などを記載しています。説明は以上です。

(会長)

(2) の諮問の内容について、大変ボリュームの大きい資料の内容で説明がありましたが、委員の皆様から何か質問がありましたらお願いします。

ご質問が無いようですので、(2)については、以上で終わらせていただきます。

続いて次第の10番のその他について事務局より説明をお願いします。

10 その他

(事務局)

国保運営協議会委員研修会の案内について説明。

11 閉会